

事 項	矢島鳥海最終処分場への焼却灰搬入計画(案)について
-----	---------------------------

1. 旧矢島と鳥海の共同施設であるので、矢島地域にも本日の会議（7月29日開催）の内容を説明して了承を得ていただきたい。

（回答）

矢島地域の意向について総合支所を通じて確認した上で、説明会等の開催が必要な場合は対応して参りたい。

【事業内容】

本荘清掃センターから排出される焼却灰の埋立施設が、平成27年度で埋立容量に達してしまう見込みのため、その焼却灰の一部を、矢島鳥海一般廃棄物最終処分場に搬入して埋立処理する事により、市の最終処分場全体の調整を図り、由利本荘市のごみ処理事業の安定稼働を図る。

具体的には、年間約1,000m³を矢島鳥海最終処分場に、ごみ処理施設新設が計画されている平成30年度までの9年間で約9,000m³を搬入埋立て処理することにより、本荘清掃センターの埋立施設の埋立期間を3カ年延命する。

【搬入方法】

使用車両 4 t ダンプ車（清掃センター所有の灰運搬専用車）
 ・ 3. 5 m³/台（積載容量の約70%を積載）
 ・ 焼却灰は湿潤させ、搬入時の飛散防止対策を行う。
 ・ 荷台を保護シートで覆う。

期 間 通 年 度：4月～10月の場合（7カ月：144日間）
 ・ 土、日、祝日除く
 ・ 降雪期除く
 ※天候状況により変動の場合有り
 平成22年度：8月～10月（3カ月： 62日間）
 ・ 土、日、祝日除く

回 数 2～3回/日
 （市民福祉部）

事 項	矢島鳥海最終処分場への焼却灰搬入計画(案)について
-----	---------------------------

2. 計画では、にかほ市・由利本荘市の新たな広域最終処分場が平成 30 年度に完成予定とのことなので、遅滞することなく進めていただきたい。

(回答)

発展計画に基づき平成 30 年度に完成予定の焼却施設等と合わせて、検討を進めて参ります。(市民福祉部)

3. 現処理場建設時に地域住民との約束事項でありました焼却灰への覆土については周辺地域への飛散防止のため、確実に実施していただきたい。

(回答)

現在、当該処分場では覆土を行っておりますが、今後についても、確実に覆土を行い周辺地域への飛散防止に努めて参ります。

なお、焼却灰は大気中に飛散しないように、あらかじめ、水分添加やセメント固型化等の処理がされております。(市民福祉部)

4. 平成 30 年度新最終処分場完成後、現処分場への焼却灰搬入を取りやめるとともに、廃止確定後も引き続き水質検査等を実施し、その結果を下川内堰受益者等地域周辺住民へ報告していただきたい。

(回答)

新たな最終処分場は、平成30年度に完成予定の焼却施設等と共に総合的に検討しており、完成するまでの間、矢島鳥海最終処分場への焼却灰搬入につきまして、地域住民の方々の特段のご理解とご協力をお願いいたします。

また、水質検査につきましては、新・旧最終処分場の地下水、放流水について、毎年水質検査を実施しております。搬入終了後につきましても、水質が安定して施設廃止となるまでの間は、毎年水質検査を行い、その検査結果について下川内堰水利組合長宛にご報告すると共に、地域周辺住民の方々には、総合支所を通じてお知らせして参ります。

(市民福祉部)